

番 号	陳 情 第 7 0 号	受理年月日	令 8 . 6 . 3
件 名	八重山自然遊歩道の安全管理と事故発生時の責任所在について（1 項）		
結 果	令和 8 . 10 . 1 第 3 回定例会で採択		
付託委員会	総務環境委員会		
（委員会における審査経過） 本件は、本年 9 月の工事着工に向けた手続が進められている風力発電事業について、風車本体と八重山自然遊歩道が近接していることや、事故による被害が発生した際の責任の所在が不明確であることから、1 項＝年間 1 万人が利用する同遊歩道の安全管理のため、本市は事業者 に安全対策を求めるとともに、運用を注視し問題があるときは改善指導を行うこと。以上の点 について要請されたものである。 本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、環境影響評価書によると、 事業名称は（仮称）かごしま郡山風力発電事業、事業者の名称はかごしま郡山風力合同会社、 事業実施区域は本市及び薩摩川内市の行政界付近、事業規模は風力発電所出力が最大 3 万キロ ワット、風力発電機の基数が 8 基、高さが最大 159 メートルとなっており、同遊歩道への事業 者の考え方としては、同事業については、準備書時より風車配置の見直しを行い、山頂や遊歩 道に直接改変が及ばない計画とするとともに、極力離隔を確保する計画とし、遊歩道の利用者 に対する安全対策については関係機関と協議を継続して実施するとしている。また、今後のス ケジュールとしては、工事着工を 8 年 9 月予定、商業運転を 10 年 10 月予定としているが、関 係法令に基づく許認可手続や関係機関との協議状況等により変動する可能性があるとのこと である。 本市としては、事業者が提出した評価書に対して、国から 7 年 10 月 29 日付で変更を要しな い旨の通知が出されており、環境影響評価制度は、風力発電設備の構造や安全性そのものを審 査する制度ではないものの、遊歩道を含む周辺環境との位置関係や利用状況等を踏まえた審査 の結果、国としては、同遊歩道を含め、環境の保全について適正な配慮がなされていると判断 されたものと考えている。また、同設備と道路との離隔距離については、電気事業法等におい て定めはないことに加え、同設備の建設に当たっては、2014 年の同法の制度改正や 2017 年の 同設備に関する J I S 規格の改正などにより、安全性や信頼性の面で高い水準が求められてお り、これらの関係法令等に基づき、安全性を確保することを前提として事業が実施されるもの と考えている。なお、陳情文書表に記載のある秋田市や男鹿市の事故については、これらの改 正前の基準で建てられた風力発電設備において発生したものである。 1 項については、本市に改善指導を行う権限はないものの、本市としては、これまでも事業 者に対し、同設備の安全確保及び安全対策の徹底について要請するとともに、今後も同遊歩道 の安全管理の徹底について引き続き強く求めていきたいと考えており、具体的には、工事期間 中における誤侵入防止柵の設置や、稼働後における注意喚起看板の設置、設備の異常時や台風			

接近時・落雷後の安全確認などについて、事業者と協議している。また、勤務時間内外を問わず、事業者と本市との連絡体制についても、建設に入る前に整備していく必要があると考えている。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、1 項については、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。